



ファミリーサポートセンター利用料助成事業



ひとり親家庭等の経済的負担軽減を図るため、ファミリーサポートセンターの利用料助成を行っています。

(1) 助成の対象

- ・ひとり親家庭医療費の受給世帯
- ・生活保護を受けている世帯
- ・利用した年度（利用した月が4月～6月のときは、前年度）の市町村民税が非課税の世帯
- ・中国残留邦人等の支援給付の受給世帯

(2) 助成金額

- ・利用料の2分の1（1月あたり1万円を限度とします。）
※交通費等の実費分及びキャンセル料は除きます。
※子育て応援券で支払った分は除きます。

(3) 申請方法

- ・助成を受けるには、事前登録が必要です。利用料助成登録申請書（様式第1号）及び添付書類を提出してください。添付書類は裏面を確認してください。
- ・利用料助成の登録有効期限は、登録年度の3月31日までです。同じ年でも4月1日以降も継続して利用する際は再度登録が必要となりますので、利用前に忘れずに登録してください。

※添付書類については、裏面「手続きの流れ」を確認してください。

登録の決定を受けた月の初日からの利用料が助成対象となります。

申請書等の様式については、ホームページに掲載するほか、ファミリーサポートセンター及び次の提出先にも設置しています。

(4) 申請書の提出先

- ・子育て支援課 子ども福祉係（西那須野庁舎：那須塩原市あたご町2番3号）
- ・子育て支援課 給付係（本庁舎：那須塩原市共墾社108番地2）
- ・市民課 塩原庁舎担当（塩原庁舎：那須塩原市中塩原1番地2）



©みるひい 那須塩原市

〇お問合せ先

〒329-2792

那須塩原市あたご町2番3号

子ども未来部 子育て支援課 子ども福祉係

TEL 0287-46-5532

【手続きの流れ】

- 1 那須塩原市ファミリーサポートセンターの利用会員のうち、下記に該当する方は助成対象となります。
 - ① ひとり親家庭医療費の受給世帯
 - ② 生活保護を受けている世帯
 - ③ 利用した年度（利用した月が4月～6月のときは、前年度）の市町村民税が非課税の世帯
 - ④ 中国残留邦人等の支援給付の受給世帯

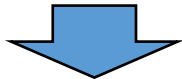


- 2 「ファミリーサポートセンター利用料助成登録申請書」（様式第1号）に下記の書類を添えて市へ提出してください。

- ① ファミリーサポートセンター会員証の写し

- ② 右記の書類のいずれか
※公募により確認できる場合は省略可

- ひとり親家庭医療費受給資格者証
- 生活保護受給証明書
- 利用月に応じた次の所得・課税証明書
 - ・利用月が4月～6月：前年度のもの
 - ・利用月が上記以外：利用年度のもの
- 中国残留邦人支援給付受給証明書



- 3 市において書類の審査を行い、「登録決定(却下)通知書」を送付します

却下

登録の却下
助成を受けることができません。

登録

- 4 ファミリーサポートセンターを利用後、「ファミリーサポートセンター利用料助成金交付申請書」（様式第5号）に活動報告書の写しを添えて市へ提出してください。



- 5 市において助成の可否を決定し、決定通知書を送付します。



- 6 決定通知書に記載した交付決定額を指定口座へ振り込みます。